

条 例 議 案 の 概 要

議第247号議案 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、省令により定められていた福祉ホームの設備及び運営に関する基準について、条例で定めるもの。

2 概 要

（1）福祉ホームの概要

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。

（2）人員、設備及び運営の基準

- ・基本方針
- ・人員に関する基準（管理人）
- ・設備に関する基準（構造設備、居室、浴室、便所、管理人室、共用室）
- ・運営に関する基準（非常災害対策、秘密保持義務、苦情の処理、事故発生時の対応、暴力団員等の排除）

【細目的事項、専門技術的事項等については、規則に委任する。】

※ 県独自の基準

- ①暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除に関する規定（国の基準なし）
- ②非常災害時における安全確保策の追加規定（国の基準への上乗せ）

（3）施行期日

平成25年4月1日

（4）その他

指定都市（仙台市）は別途条例を制定